## 婚姻の解消または取消し、離婚、後300日以内に生まれた子の出生届出の取扱いについて

平成 19 年 5 月 21 日から、婚姻の解消または取消し(離婚)後 300 日以内に生まれた子のうち、婚姻の解消または取消し(離婚)後の懐胎であることを医師の作成した証明書により証明することができる事案については、次のとおり出生の届出をすることができます。

#### 届出の原則

父母離婚後 300 日以内に生まれた子は、民法第 772 条により前夫の子と推定されるため、前夫を父とする嫡出子出生届をしなければならない。

民法第772条 第1項 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

第2項 婚姻成立の日から200日を経過した後または婚姻の解消もしくは取消しの日から300日以内に出生した子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。



#### 5月21日以後の届出

一定の様式による医師の作成した証明書を提出することにより、前夫を父としない非嫡出子出生届 (母が再婚している場合には、後夫を父とする嫡出子出生届)をすることができる。

詳しくは、旭川地方法務局戸籍課(四0166533174)または役場保健福祉課戸籍年金係四522144)まで

また、制度の概要は北海道のホームページからもご覧になれます。 覧になれます。

絡くださ 6 庁 をセットにしたリー フレッ 相談室」 トがありますので、 制度の概要と苦情申立 道政相談室 46 5 9 0 3 ) です。 までご連 0 川 1

ほか、各支庁にある「道政の「道政相談センター」のの「道政相談センター」のの「道政相談によす。は十分配慮します。

函

への苦情は

道

の仕

事に関して、

皆

苦情審查委員

平成 19 年度北海道警察官採用試験			
受 付	期	間	8月8日份 8月22日份
第 1 次試験日			9月16日(1)
採用予定日			平成 20 年 4 月以降
受験資格	A 区 分	学歴	学校教育法による大学(短期大学を除く。)などを卒業した方(平成20年3 月卒業見込者を含む)
		年齢等	昭和 52 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた男性
	B 区 分	学歴	A区分以外の方
		年齢等	昭和 52 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた男・女
そ の		他	試験に関する詳細は、富良野警察署( <b>☎</b> 22 0110)にお問い合わせください。

# 運転免許証更新時講習

財富良野地方交通安全協会
☎ 22 0110 (内線 456)

優良講習(30分) 8月3日金13時から 8月15日水13時から 一般講習(1時間) 8月3日金14時から 8月24日金13時から 初回講習(2時間) 8月15日水14時から 違反講習(2時間) 8月10日金13時から 8月24日金14時30分から

### 講習会場

富良野市西麻町1番1号 富良野地域人材開発センター

講習を受ける前に、必ず警察署で免許更新 手続きを行ってください。